

副本

平成24年（行ウ）第15号 東海第二原子力発電所運転差止等請求事件

原告 大石光伸 ほか265名

被告 国 ほか1名

第10準備書面

平成27年9月17日

水戸地方裁判所民事第2部 御中


被告国訴訟代理人

岩 淵 正 樹 


被告国指定代理人

伊 藤 清 隆 

山 本 剛 

田 口 達 大 

中 野 恭 介 

山 田 一 哉 

久保寺 勝 







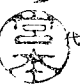
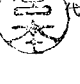

東海林 岳 史 




山 神 暁 恵 

酒 葉 淳 

白 石 雄 亮 

宮 本 昌 平 

佐	藤	明	文	
皆	川	征	治	
田	中	英	臣	
竹	本		亮	
武	田	龍	夫	
泉		雄	大	
内	山	則	之	
三	田	裕	信	
松	原	崇	弘	
村	川	正	德	
中	川	幸	成	
木	村	真	一	
谷	川	泰	淳	
青	木	一	哉	
村	田	真	一	
足	立	恭	二	
荒	川	一	郎	
忠	内	巖	大	
熊	谷	和	宣	
照	井	裕	之	
森	田		深	
齋	藤	哲	也	

野 田 智 輝 代  
佐 藤 雄 一 代  
鈴 木 健 之 代

## 目 次

第1 重大事故等対策に係る設置許可基準規則に関する原告らの主張が失当ないし不明確であること	5
1 原告らの主張等	5
2 重大事故等対策に係る設置許可基準規則の内容	5
(1) 設置許可基準規則第3章における重大事故等対策に係る規制の要求事項の概要（総論）	5
(2) 設置許可基準規則第3章における重大事故等対策に係る規制の要求事項の内容（各論）	7
(3) 重大事故等対策の有効性に係る評価	14
3 原告らの主張が失当ないし不明確であること	14
第2 重大事故等対策に係る技術的能力（3号要件）に関する原告らの主張が失当ないし不明確であること	16
1 原告らの主張等	16
2 重大事故等対策に係る技術的能力に関する要求事項の概要	16
3 原告らの主張が失当ないし不明確であること	17

被告国は、本準備書面において、原告ら準備書面(23)第2の3（新規制基準自体の不備・違法性）における主張（原告ら準備書面(10)における主張も含む。）のうち、重大事故等対策に関する主張に対して反論する。すなわち、重大事故等対策に係る設置許可基準規則の内容を明らかにしつつ、原告らの主張が失当ないし不明確であることを明らかにする（第1）。また、重大事故等対策に関する原告らの主張の中には、改正原子炉等規制法43条の3の6第1項3号に定める要件（技術的能力の要件。3号要件）に関する主張が含まれていると解されるので、重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に関する要求事項の概要を明らかにしつつ、原告らの主張が失当ないし不明確であることを明らかにする（第2）。

## **第1 重大事故等対策に係る設置許可基準規則に関する原告らの主張が失当ないし不明確であること**

### **1 原告らの主張等**

原告らは、「新規制基準ではシビアアクシデント対策が全面的に規制に加わったが、不十分であり、大規模損壊時の対策が脆弱である」（原告ら準備書面(23)第2の3カ（5ページ））などと主張し、その主張の中で設置許可基準規則を挙げている（原告ら準備書面(10)24ページ脚注26）。

そこで、「シビアアクシデント対策」に関する原告らの主張に対応する設置許可基準規則は、重大事故等対策に係る設置許可基準規則と考えられることから、まず、同規則の内容について説明した上（後記2）、原告らの主張が失当ないし不明確であることを主張する（後記3）。

### **2 重大事故等対策に係る設置許可基準規則の内容**

#### **(1) 設置許可基準規則第3章における重大事故等対策に係る規制の要求事項の概要（総論）**

重大事故等対策は、改正原子炉等規制法が施行されたことで新たに法的規

制の要求事項とされたものである。重大事故とは、発電用原子炉の炉心の著しい損傷又は核燃料物質貯蔵設備に貯蔵する燃料体若しくは使用済燃料の著しい損傷をいう（改正原子炉等規制法43条の3の6第1項3号、実用炉則4条参照）。

設置許可基準規則は、第三章（重大事故等対処施設。同規則37条ないし62条）において、重大事故等対策について規定し、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合において、炉心、燃料体若しくは使用済燃料、及び運転停止中の原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するための対策を講じることが求め、さらに重大事故が発生した場合においても、原子炉格納容器の破損及び工場等外への放射性物質の異常な水準の放出を防止する対策を講じることが求めている。

これを、まず、対策内容で大別すると、重大事故の発生防止対策（例えば、同規則44条及び49条1項等）と重大事故の拡大防止対策（例えば、同規則49条2項、50条及び53条等）とに分類される。

また、設置許可基準規則は、重大事故等対策として、重大事故等対処施設<sup>\*1</sup>及び重大事故等対処設備<sup>\*2</sup>の基本設計ないし基本的設計方針に係る事項の妥当性を要求している（同規則38条ないし62条）。すなわち、重大事故等対処施設については、重大事故等の発生が想定される自然的条件（地震、津波等）及び社会的条件（火災、故意による大型航空機の衝突等）との関係に

---

\*1 重大事故等対処施設とは、重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故に対処するための機能を有する施設をいう（設置許可基準規則2条2項11号。乙Bア第8号証5ページ）。

\*2 重大事故等対処設備とは、重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故に対処するための機能を有する設備をいう（設置許可基準規則2条2項14号。乙Bア第8号証5ページ）。

における重大事故等対策の妥当性を要求している(同規則 38 条ないし 42 条。後記(2)ア)。また、重大事故等対処設備については、全ての設備に共通する一般的要求事項を定めた上(同規則 43 条)、これに適合していることを前提として、重大事故等対策の観点から、重要な設備に必要な個別の要求事項を定めて、その妥当性を要求している(同規則 44 条ないし 62 条。後記(2)イ)。さらに、設置許可基準規則は、重大事故等の発生や拡大を防止するために必要な措置を講じなければならないとし(同規則 37 条)、それぞれの重大事故等において、当該事故の発生を防止するための設備や拡大を防止するための設備が有効に機能するかどうかを確認すること(有効性評価)を求めている(同規則の解釈 37 条部分。乙Bア第 8 号証 71 ないし 79 ページ。後記(3))。

## (2) 設置許可基準規則第 3 章における重大事故等対策に係る規制の要求事項の内容(各論)

### ア 重大事故等対処施設に関する要求事項(設置許可基準規則 38 条ないし 42 条)

設置許可基準規則は、重大事故等対処施設について、重大事故等の発生が想定される自然的条件(地震、津波等)及び社会的条件(火災、故意による大型航空機の衝突等)との関係における重大事故等対策の妥当性を要求している(同規則 38 条ないし 42 条)。

これらの要求事項について各規定に則して具体的に述べると、まず、同規則 38 条は、基準地震動による地震力が作用した場合においても当該重大事故等対処施設を十分に支持することができる地盤に設けることなどを要求している(乙Bア第 8 号証 80 及び 81 ページ)。また、同規則 39 条は、被告国第 7 準備書面の第 2 の 2 (2) (24 ないし 27 ページ) で述べたとおり、地震による損傷の防止を要求している(同号証 82 及び 83 ページ)。そして、同規則 40 条は、被告国第 7 準備書面の第 2 の 3 (2)

(31及び32ページ)で述べたとおり、津波による損傷の防止を要求している(同号証84ページ)。さらに、同規則41条は、火災による損傷の防止を要求している(同号証85ページ)。加えて、同規則42条は、特定重大事故等対処施設<sup>\*3</sup>について、原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突等に対してその重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないことなどを要求している(同号証86ないし88ページ)。

#### イ 重大事故等対処設備に関する要求事項(設置許可基準規則43条ないし62条)

設置許可基準規則は、重大事故等対処設備について、共通する一般的要求事項を定め(同規則43条)、これに適合していることを求めるとともに、個別の設備との関係で、考慮すべき重大事故等を踏まえて必要な個別の要求事項を定め、その妥当性を要求している(同規則44条ないし62条)。

##### (7) 一般的要求事項(設置許可基準規則43条)

設置許可基準規則43条は、重大事故等対処設備の基本設計ないし基本的設計方針に係る一般的要求事項として、可搬型重大事故等対処設備<sup>\*4</sup>

---

\*3 特定重大事故等対処施設とは、重大事故等対処施設のうち、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムにより炉心の著しい損傷が発生するおそれがある場合又は炉心の著しい損傷が発生した場合において、原子炉格納容器の破損による工場等外への放射性物質の異常な水準の放出を抑制するためのものをいう(設置許可基準規則2条2項12号。乙Bア第8号証5ページ)。

\*4 可搬型重大事故等対処設備とは、重大事故等対処設備のうち可搬型のものをいう(設置許可基準規則43条2項。乙Bア第8号証89及び90ページ)



及び常設重大事故等対処設備<sup>\*5</sup>等について、それぞれの役割を踏まえた機能等を要求している（乙Bア第8号証89ないし92ページ）。

(イ) 個別的な要求事項（設置許可基準規則44条ないし62条）

発電用原子炉施設の基本的な安全機能は、「止める」、「冷やす」、「閉じ込める」の3つであり、設置許可基準規則においては、設計基準事象として、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に各機能が維持されることを求め、それでもなお、深層防護の考え方<sup>\*6</sup>から、重大事故等対策として、設計基準事故等に対処するための設備が機能喪失した場合においても、炉心の著しい損傷の防止、原子炉格納容器の破損防止等及び放射性物質の拡散の抑制のための対策を要求している。

a 炉心の著しい損傷等を防止するための対策（設置許可基準規則44条ないし49条1項）

まず、「止める」機能についていうと、設置許可基準規則44条は、緊急停止失敗時に炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉を未臨界にするための設備等を求めている（乙Bア第8号証93及び94ページ）。

---

\*5 常設重大事故等対処設備は、重大事故等対処設備のうち常設のものをいい、可搬型重大事故等対処設備と接続するために必要な発電用原子炉施設内の常設の配管、弁、ケーブルその他の機器を含む（設置許可基準規則43条2項。乙Bア第8号証89及び90ページ）。

\*6 深層防護とは、一般に、安全に対する脅威から人を守ることを目的として、ある目標を持った幾つかの障壁（防護レベル）を用意して、あるレベルの防護に失敗したら次のレベルで防護するというものであり、その際、前の防護レベルを否定する考え方に基づいて防護策を多段階に配置し、各防護レベルが適切な要求水準を保ち、かつ、独立的に効果を発揮することとする考え方である。

次に、「冷やす」機能についていうと、同規則４５条は、原子炉冷却材圧力バウンダリ\*7が高圧の状態設計基準事故対処設備\*8が有する発電用原子炉の冷却機能が喪失した場合であっても、炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉を冷却するための設備を求めている（乙Ｂア第８号証９５及び９６ページ）。また、同規則４９条１項は、設計基準事故対処設備が有する原子炉格納容器内の冷却機能が喪失した場合であっても、炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるための設備を求めている（乙Ｂア第８号証１００ページ）。

さらに、「冷やす」機能及び「閉じ込める」機能の両方の機能についていうと、同規則４６条は、原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の減圧機能が喪失した場合であっても、炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備を求めている（乙Ｂア第８号証９７ページ）。また、同規則４７条は、原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の冷却機能が喪失した場合であっても、炉心の著しい損傷を防止するため、

---

\*7 原子炉冷却材圧力バウンダリとは、発電用原子炉施設のうち、原子炉格納容器において想定される事象が発生した場合において、圧力障壁及び放射性物質の放出の障壁となる部分をいう（設置許可基準規則２条２項３７号。乙Ｂア第８号証８及び９ページ）。

\*8 設計基準事故対処設備とは、設計基準事故（発生頻度が運転時の異常な過渡変化より低い異常な状態であって、当該状態が発生した場合には発電用原子炉施設から多量の放射性物質が放出するおそれがあるものとして安全設計上想定すべきものをいう（設置許可基準規則２条２項４号。乙Ｂア第８号証３及び４ページ。））に対処するための安全機能を有する設備をいう（同項１３号。同号証５ページ）。

原子炉を冷却するための設備を求めている（乙Bア第8号証98ページ）。そして、同規則48条は、設計基準事故対処設備が有する最終ヒートシンク<sup>\*9</sup>へ熱を輸送する機能が喪失した場合であっても、炉心の著しい損傷を防止するため、最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備を求めている（乙Bア第8号証99ページ）。

**b 炉心の著しい損傷が発生した場合を想定した上で要求する原子炉格納容器等の破損防止に必要な対策（設置許可基準規則46条、47条及び49条2項ないし53条）**

設置許可基準規則は、前記aのとおり、炉心の著しい損傷を防止するための設備等を設けることを要求しているが、それでも炉心の著しい損傷が発生した場合を想定し、「冷やす」、「閉じ込める」機能の観点から、放射性物質の異常な水準での放出を防止、抑制するために、原子炉格納容器等の破損を防止する対策を、同規則46条、47条及び49条2項ないし同規則53条において要求している。

まず、そもそも原子炉格納容器は、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の容器内の機械又は器具から放出される放射性物質の漏えいを防止するために設けられる容器であり、炉心の著しい損傷が発生した場合、外部への放射性物質の異常な水準での放出を防止する障壁としての役割を果たす。そこで、同規則46条及び47条は、原子炉格納容器の破損を防止するためにも、前記aで述べた各機能を要求している（乙Bア第8号証97及び98ページ）。また、同規則49条2項

---

\*9 最終ヒートシンクとは、発電用原子炉施設において発生した熱を最終的に除去するために必要な熱の逃がし場を意味しており、海、河、池、湖又は大気をいう（設置許可基準規則2条2項34号、同規則の解釈第22条部分。乙Bア第8号証8及び45ページ）。

は、炉心の著しい損傷が生じた場合において原子炉格納容器の破損を防止するために、同容器内の冷却等のための設備を求めている（同号証100ページ）。そして、同規則50条は、炉心の著しい損傷が生じた場合において原子炉格納容器の破損を防止するために、同容器の圧力等を低下させるための設備を求めている（同号証101及び102ページ）。さらに、同規則51条は、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するために、同容器下部に落下した熔融炉心を冷却するための設備を求めている（同号証103ページ）。

加えて、炉心の著しい損傷が発生した場合において水素爆発が発生し得ることから、同規則52条は、水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備、同規則53条は、水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備をそれぞれ求めている（同号証104及び105ページ）。

c. **使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための対策（設置許可基準規則54条）**

設置許可基準規則54条は、使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備を求めている。

使用済燃料貯蔵槽には、使用済燃料が保管されており、一定の水位を保ちながら冷却を継続している。運転時の炉心の状態と異なり、燃料体が高圧で高温の状態に置かれているものではないため、炉心ほど急速に水位が失われるものではない。かかる施設の特徴を踏まえ、同規則54条1項は、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能又は注水機能が喪失し、又は使用済燃料貯蔵槽からの水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料貯蔵槽の水位が低下した場合を想定し、代替注水設備として可搬型代替注水設備を配備するなど、貯蔵槽内燃料体等を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止するための設備を求めている（同規

則の解釈 5 4 条部分。乙 B ア第 8 号証 1 0 6 及び 1 0 7 ページ)。さらに、同規則 5 4 条 2 項は、使用済燃料貯蔵槽からの大量の水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料貯蔵槽の水位が異常に低下した場合において、スプレイ設備として可搬型スプレイ設備を配備することなど、貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し、及び臨界を防止するための設備を求めている（同規則の解釈同条部分。同号証同ページ）。

**d 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備に係る対策（設置許可基準規則 5 5 条）**

設置許可基準規則は、上記 a ないし c のとおり、重大事故等対策として、炉心の著しい損傷の防止、原子炉格納容器の破損の防止、及び貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷の防止のための設備を求めている。それでもなお、万一の事態として、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合をも想定し、その場合、周辺環境への放射性物質の放出抑制の観点から、放射性物質の拡散形態を適切に考慮し、工場等外への放射性物質の拡散を抑制することが適当である。そこで、同規則 5 5 条は、かかる場合における工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備を求めている（乙 B ア第 8 号証 1 0 8 ページ）。

**e その他の要求事項**

重大事故等が発生した場合において、炉心等の著しい破損等を防止するためには、水の供給と電源の確保が重要となることから、同規則 5 6 条は、重大事故等の収束に必要な十分な量の水を供給するための設備等を求めており（乙 B ア第 8 号証 1 0 9 ページ）、平成 2 7 年 6 月 1 1 日付け被告国第 9 準備書面の第 3 の 2 (3)（1 8 ないし 2 3 ページ）で述べたとおり、同規則 5 7 条において電源設備を求めて

いる。

さらに、重大事故等に対処するためには、原子炉等の状況を把握し、収集した情報を元に、事故の進展に応じた対処をする必要がある。そこで、情報収集及び対処のために必要な設備として、計装設備（同規則58条）、原子炉制御室（同規則59条）、監視測定設備（同規則60条）、緊急時対策所（同規則61条）及び通信連絡を行うために必要な設備（同規則62条）を求めている（乙Bア第8号証112ないし119ページ）。

### (3) 重大事故等対策の有効性に係る評価

重大事故等対策の有効性に係る評価は、被告国第7準備書面の第1の3（6ないし8ページ）で述べたとおり、設置（変更）許可申請者において、重大事故等が発生した場合を想定した上で、解析評価を行い、そのような事態の下でも、当該発電用原子炉施設の基本設計ないし基本的設計方針において、それぞれ炉心等の著しい損傷に至らない又は原子炉格納容器の破損及び工場等外への放射性物質の異常な水準の放出に至らないという観点から、重大事故等対策が有効であるかどうかを確認するものである（設置許可基準規則37条）。

## 3 原告らの主張が失当ないし不明確であること

原告らは、「シビアアクシデント対策として言われている中には、安全確保策でないものが紛れ込んでいる」（原告ら準備書面(10)4-3-1（20及び21ページ））と主張するほか、「シビアアクシデント対策は不十分である」（同準備書面4-3-3（21ないし23ページ））と主張し、その理由として、(1)「シビアアクシデントの評価は一部の限定的事故シーケンスにとどまり、安全確保の基準として不足している」こと（同準備書面4-3-3の1）、(2)「重大事故等対処設備の基準が、設計基準設備の設計基準である地震動・津波と同じ基準であれば、共倒れになる危険性がある」こと（同準備書面4-3-

3の2)), (3)「大量の放射性物質放出を防ぐ設備の重要性を考えれば, 共通要因故障を考える必要がある」こと(同準備書面4-3-3の3))などを挙げる。また, 原告らは, 「大規模損壊時の対策の脆弱性」があると主張し, その根拠として, (4)「大規模損壊に対する唯一の具体策として規定されているのは, ①原子炉建屋に放水できる設備を配備すること ②海洋への放射性物質の拡散を抑制する設備を整備することだけである」ことを挙げる(同準備書面4-3-4(23及び24ページ))。

しかしながら, 上記主張のいずれについても, 設置許可基準規則の条項や内容を具体的に指摘していないため, いかなる規定のいかなる内容等が不合理であると主張するのかが明らかではない。

また, 上記(1)及び(3)に係る主張からすると, 原告らは, 重大事故等対策において, あらゆる機器が損傷することや想定できる全ての事象を前提とすべきであるという考え方を前提としているようにも思われるが, かかる考え方が科学的・工学的にみて正当であるとする理論的な根拠は明らかではない。例えば, 設置許可基準規則は, 重大事故等対策の有効性を評価するに当たり, 原子炉については, 工学的な観点から想定すべき事故シーケンス<sup>\*10</sup>に加え, 格納容器破損モード<sup>\*11</sup>をも想定した評価を要求している(同規則の解釈37条部分。乙Bア第8号証71ないし79ページ)。そして, これらの対応を踏まえても, 炉心の著しい損傷及び格納容器の破損が生じ得ることを想定するなどして, 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な設備を設けることをも要求

---

\*10 事故シーケンスとは, 現実に起き得る異常及び事故が, 発端となる事象(起因事象)から始まり, さまざまな経過を経て最終的な状態に進展する筋道をいう。

\*11 格納容器破損モードとは, 原子炉格納容器を破損させる要因として想定される事象をいい, 必ず想定を要するものと, 個別のプラント評価により抽出・想定されるものがある(設置許可基準規則の解釈37条部分。乙Bア第8号証74ないし77ページ)。

している（同規則55条）。原告らの主張には、これらの重大事故等対策にかかる規定を踏まえてもなお不合理であるとする具体的な根拠は、全く示されていない。

## 第2 重大事故等対策に係る技術的能力（3号要件）に関する原告らの主張が失当ないし不明確であること

### 1 原告らの主張等

原告らは、大規模損壊時の対策が脆弱であると主張し（原告ら準備書面(23)第2の3カ（5ページ））、その理由として、新規制基準では、「大規模損壊時に、何を要求し、そのことによって何を防止、緩和できるのか全く不明である」ことなどを挙げる（原告ら準備書面(10)4-3-4（23及び24ページ））。

原告らの具体的な主張は不明であるが、新規制基準が不合理である根拠として、「1 可搬設備等における対応 ①手順書の整備、又は整備される方針の明示 ②手順書による活動体制及び資材の整備、又は整備される方針の明示、2 特定重大事故等対処施設の機能を維持するための体制の整備 ①体制が整備されているか、又は整備される方針の明示」などを挙げるとともに、「重大事故防止対策に関する技術的能力審査ガイド」なるものを引用していることから（同準備書面24ページ脚注25）、重大事故等対策のうち大規模損壊時の対策に係る技術的能力の基準に関する主張をしているものと解される。そこで、重大事故等対策に係る技術的能力に関する要求事項の概要について説明した上（後記2）、原告らの主張が失当ないし不明確であることを主張する（後記3）。

### 2 重大事故等対策に係る技術的能力に関する要求事項の概要

改正原子炉等規制法43条の3の6第1項3号は、発電用原子炉設置（変更）許可申請者に、重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力その他発電用原子炉の運転を適確に遂行するに足りる技術的能力があることを設置（変更）許可の要件の一つとしている。



原子力規制委員会は、同号に規定する「重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力」の有無の審査を行う際の審査基準として、「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」（原規技発第1306197号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定）、以下「技術的能力に係る審査基準」という。乙Bア第12号証）を策定した。

同審査基準においては、原子炉設置（変更）許可申請者の技術的能力に関して、重大事故等対策における一般的な要求事項のほか、「緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための手順等」や「原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」など、重大事故等対処設備に係る設置許可基準規則における要求事項に対応する形で手順等を要求している（技術的能力に係る審査基準Ⅱの1。同号証1ページ以下）。さらに、「大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応における要求事項」として、「可搬型設備等による対応」や「特定重大事故等対処施設の機能を維持するための体制の整備」を要求している（技術的能力に係る審査基準Ⅱの2。同号証6ページ以下）。

### 3 原告らの主張が失当ないし不明確であること

原告らは、前記1のとおり新規制基準が不合理であるなどと主張するが、そもそも具体的にいかなる規定のいかなる内容が不合理であるとするのか明らかではない。

また、原告らは、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」（実用炉則）を引用するが（原告ら準備書面(10)24ページ脚注24）、同規則について、設置（変更）許可の各要件のいずれに関するものと位置づけているのが不明である。

さらに、原告らは、「重大事故防止対策に関する技術的能力審査ガイド」な

るものを引用するが（同準備書面24ページ脚注25）、具体的にどの文書のことを指しているのかが不明である。

このほか、原告らは、大規模損壊時の対策について抽象的な対策がほとんどであることをもって、大規模損壊時の対策が脆弱であると主張するようであるが、抽象的な対策であることがどのような理由で対策の脆弱性を意味するのか具体的な根拠がない。

以 上

## 略称語句使用一覧表

事件名 水戸地方裁判所平成24年（行ウ）第15号

東海第二原子力発電所運転差止等請求事件

原告 大石光伸ほか265名

略称	基本用語	使用書面	ページ	備考
原子炉等規制法	核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	答弁書	5	第5準備書面で略称及び基本用語を変更
被告会社	被告日本原子力発電株式会社	〃	〃	
本件原子炉	東海第二原子力発電所原子炉	〃	〃	
本件原子炉施設	本件原子炉及び附属施設	〃	〃	
本件設置許可処分	本件原子炉の設置許可処分	〃	〃	
本件無効確認の訴え	本件原子炉の設置許可処分の無効確認の訴え	〃	〃	
行訴法	行政事件訴訟法	〃	〃	
本件義務付けの訴え	本件原子炉施設の一時使用停止命令を発令することの義務付けの訴え	〃	6	
訴訟要件①	非申請型義務付けの訴えの「一定	〃	〃	

	の処分がされないことにより重大な損害を生ずるおそれがあり、かつ、損害を避けるため他に適当な方法がないときに限り」との要件			
訴訟要件②	非申請型義務付けの訴えの「行政庁が一定の処分をすべき旨を命ずることを求めるにつき法律上の利益を有する者に限り」との要件	〃	〃	
本件差止めの訴え	被告会社に対する東海第二原子力発電所の運転差止めの訴え	〃	7	第8準備書面で略称を変更
後段規制	設計及び工事の方法の認可以降の規制	〃	8	
省令62号	発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令（昭和40年6月15日通商産業省令第62号）	〃	9	
技術基準適合命令	電気事業法40条に基づく、事業用電気工作物の修理、改造、移転のほか、使用の一時停止、使用の制限の命令	〃	11	
改正原子炉等規制法	原子力規制委員会設置法（平成24年法律第47号）附則17条の施行後の原子炉等規制法	〃	15	第5準備書面から基本用語を変更

使用停止等処分	改正原子炉等規制法43条の3の23に基づき、発電用原子炉施設の使用の停止、改造、修理又は移転、発電用原子炉の運転の方法の指定その他保安のために必要な措置を命ずること	〃	17	
原告ら主張①	基準地震動の策定が妥当でない旨の原告らの主張	〃	21	
原告ら主張②	津波の想定が不十分である旨の原告らの主張	〃	21	
耐震設計審査指針	発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針（平成18年9月19日原子力安全委員会決定）	〃	22	
安全設計審査指針	発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針（平成2年8月30日原子力安全委員会決定）	〃	24	
福島第一発電所事故	平成23年3月11日、東京電力福島第一原子力発電所における原子炉事故	〃	33	
国会事故調査報告書	国会における第三者機関による事故調査結果についての報告書	〃	34	
安全評価審査指針	発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針	〃	59	
使用済燃料	原子炉に燃料として使用した核燃料物質その他原子核分裂をさせた核燃料物質	第1準備書面	11	

審査会	原子炉安全審査会	〃	12	
伊方最高裁判決	最高裁平成4年10月29日第一小法廷判決	〃	14	
もんじゅ最高裁平成17年判決	最高裁平成17年5月30日第一小法廷判決	〃	16	
最高裁昭和48年判決	最高裁昭和48年4月26日第一小法廷判決	〃	28	
もんじゅ最高裁判決	最高裁平成4年9月22日第三小法廷判決	〃	30	
2007年勧告	国際放射線防護委員会(ICRP)の2007年勧告	第2準備書面	13	
1990年勧告	国際放射線防護委員会(ICRP)の1990年勧告	〃	〃	
本件申請書	昭和46年12月付け東海第二発電所原子炉設置許可申請書	〃	18	
本件許可申請	昭和46年12月21日、被告会社がした本件原子炉の設置許可申請	〃	〃	
本件安全審査	本件許可申請についての原子力委員会及び原子炉安全専門審査会による原子炉等規制法24条1項3号(技術的能力に係る部分に限る。)及び4号に関する審査	〃	20	
被告国第2準備書面	平成25年7月2日付け被告国の第2準備書面	第3準備書面	5	

本件安全審査書	昭和47年11月17日付け「日本原子力発電株式会社東海第二発電所の原子炉の設置に係る安全性について」	〃	〃	
昭和39年立地審査指針	原子炉立地審査指針（昭和39年5月27日原子力委員会決定）	〃	6	
昭和45年安全設計審査指針	「軽水炉についての安全設計に関する審査指針について」（昭和45年4月23日原子力委員会決定）	〃	〃	
原研	日本原子力研究所	〃	9	
原電	被告日本原子力発電株式会社	〃	〃	
動燃	動力炉・核燃料開発事業団	〃	〃	
大崎証言	東京高等裁判所昭和60年（行コ）第68号事件における証人大崎順彦の証言	〃	11	
浜田証言	水戸地方裁判所昭和48年（行ウ）第19号事件における証人浜田達二の証言	〃	43	
被告国第3準備書面	平成25年10月10日付け被告国の第3準備書面	第4準備書面	5	
昭和35年科学技術庁告示	「原子炉の設置，運転等に関する規則等の規定に基づき，許容被曝線量等を定める件」（昭和35年9月30日科学技術庁告示第21号）	〃	6	
気象手引	原子炉安全解析のための気象手引	〃	〃	

内田証言	水戸地方裁判所昭和48年(行ウ)第19号事件における証人内田秀雄の証言	〃	〃	
線量目標指針	「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」(昭和50年5月13日原子力委員会決定)	〃	〃	
昭和50年ECCS安全評価指針	「軽水型動力炉の非常用炉心冷却系の安全評価指針について」(昭和50年5月13日原子力委員会決定)	〃	21	
昭和53年安全評価審査指針	「発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針について」(昭和53年9月29日原子力委員会決定)	〃	21	
児玉証言	水戸地方裁判所昭和48年(行ウ)第19号事件における証人児玉勝臣の証言	〃	22	
原告ら準備書面(2)	平成25年6月27日付け原告らの準備書面(2)	第5準備書面	5	
設置法	原子力規制委員会設置法	〃	〃	
改正原子炉等規制法	原子力規制委員会設置法(平成24年法律第47号)附則18条による改正法施行後の原子炉等規制法	〃	〃	答弁書から基本用語を変更



平成24年改正前原子炉等規制法	平成24年法律第47号による改正前の原子炉等規制法	〃	〃	答弁書から略称を変更
原子炉等規制法	平成24年改正前原子炉等規制法と改正原子炉等規制法を特段区別しない場合	〃	〃	答弁書から略称を変更
被告国答弁書	平成25年1月10日付け被告国の答弁書	〃	13	
原子力発電工作物	電気事業法における原子力を原動力とする発電用の電気工作物	〃	14	
設置許可基準規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年6月28日付け原子力規制委員会規則第5号）	〃	15	
技術基準規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年6月28日付け原子力規制委員会規則第6号）	〃	〃	
原子力利用	原子力の研究、開発及び利用	第6準備書面	5	
発電用原子炉設置者	原子力規制委員会の発電用原子炉の設置許可を受けた者	〃	6	
福島第一発電所	東京電力株式会社福島第一原子力発電所	〃	13	

原子炉設置(変更)許可	原子炉設置許可及び原子炉設置変更許可	〃	20	
4号要件	発電用原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること（改正原子炉等規制法43条の3の6第1項4号）	〃	〃	
実用炉則	実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年12月28日通商産業省令第77号）	〃	〃	
2号要件	その者に発電用原子炉を設置するために必要な技術的能力及び経理的基礎があること（改正原子炉等規制法43条の3の6第1項2号）	〃	21	
3号要件	その者に重大事故（発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の原子力規制委員会規則で定める重大な事故をいう。第43条の3の22第1項において同じ。）の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力その	〃	〃	

	他の発電用原子炉の運転を適確に遂行するに足りる技術的能力があること（改正原子炉等規制法43条の3の6第1項3号）			
燃料体	発電用原子炉施設の燃料として使用する核燃料物質	〃	24	
平成24年審査基準	平成24年9月19日付けの審査基準等	〃	29	
審査基準等	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等に基づく原子力規制委員会の処分に関する審査基準等	〃	〃	
安全審査指針類	第6準備書面別紙3に列記する旧原子力安全委員会（その前身としての原子力委員会を含む。）が策定してきた各指針	〃	〃	
平成25年審査基準	平成25年6月19日付けの審査基準等	〃	〃	
実用炉設置許可基準規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年6月28日付け原子力規制委員会規則第5号）	〃	30	
適合性判断等	本件原子炉施設について原子力規制委員会がする、原告らが主張する事項及び内容に関する設置許可	〃	44	

	基準規則に適合するか否かの判断及び使用停止等処分を発令しないとの判断			
被告国第5準備書面	平成26年4月30日付け被告国の第5準備書面	第7準備書面	4	
被告国第6準備書面	平成26年8月28日付け被告国の第6準備書面	〃	〃	
炉心等の著しい損傷	発電用原子炉の炉心の著しい損傷若しくは核燃料物質貯蔵設備に貯蔵する燃料体又は使用済燃料の著しい損傷	〃	5	
重大事故	炉心等の著しい損傷に至る事故	〃	〃	
事故防止対策	自然的条件及び社会的条件との関係をも含めた事故の防止対策	〃	〃	
重大事故の発生防止対策	重大事故に至るおそれがある事故（運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。）が発生した場合における自然的条件及び社会的条件との関係をも含めた炉心等の著しい損傷を防止するための安全確保対策	〃	6	
重大事故の拡大防止対策	重大事故が発生した場合における自然的条件及び社会的条件との関係をも含めた大量の放射性物質が敷地外部に放出される事態を防止するための安全確保対策	〃	〃	

重大事故等対策	「重大事故の発生防止対策」及び「重大事故の拡大防止対策」	〃	〃	
設置許可基準規則の解釈	平成25年6月19日原規技発第1306193号原子力規制委員会決定「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」	〃	8	
地質審査ガイド	平成25年6月19日原管地発第1306191号原子力規制委員会決定「敷地内及び敷地周辺の地質・地質構造調査に係る審査ガイド」	〃	〃	
基準地震動による地震力	耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力	〃	11	
基準津波	設計基準対象施設の供用中に大きな影響を及ぼすおそれがある津波	〃	27	
本件訴え変更申立書	平成26年12月18日付け原告らの「訴の変更申立書」	第8準備書面	4	
本件設置変更許可申請	被告会社が平成26年5月20日付けで原子力規制委員会に対してした、本件原子炉の設置変更許可申請	〃	〃	

本件設置変更許可処分	本件設置変更許可申請に対する設置変更許可処分	〃	〃	
本件差止めの訴え	本件設置変更許可処分をすることの差止めを求める訴え	〃	〃	答弁書から基本用語を変更
本件民事差止めの訴え	被告会社に対する東海第二原子力発電所の運転差止めの訴え	〃	〃	答弁書から略称を変更
本件工事計画認可申請	被告会社が平成26年5月20日付けで原子力規制委員会に対してした、本件原子炉施設に係る工事計画認可申請	〃	9	
本件保安規定変更認可申請	被告会社が平成26年5月20日付けで原子力規制委員会に対してした、本件原子炉施設に係る保安規定変更認可申請	〃	〃	
原告ら準備書面(23)	平成27年3月12日付け原告らの準備書面(23)	第9準備書面	5	
原告ら準備書面(10)	平成26年5月15日付け原告らの準備書面(10)	〃	〃	
被告国第7準備書面	平成26年12月4日付け被告国第7準備書面	〃	〃	

安全評価審査 指針	「発電用軽水型原子炉施設の安全 評価に関する審査指針」（平成2 年8月30日原子力安全委員会決 定。平成13年3月29日一部改 訂）	〃	17	
重要度分類指 針	平成2年8月30日原子力安全委 員会決定「発電用軽水型原子炉施 設の安全機能の重要度分類に関す る審査指針」	〃	23	
技術的能力に 係る審査基準	平成25年6月19日原子力規制 委員会決定「実用発電用原子炉に 係る発電用原子炉設置者の重大事 故の発生及び拡大の防止に必要な 措置を実施するために必要な技術 的能力に係る審査基準」	第10準備書 面	17	